

帰還困難区域（浪江町）から避難した股関節機能障害を有する申立人（身体障害者等級4級）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、平成23年3月分から平成29年5月分までの期間につき、月額3万円（ただし、既払金133万5000円を除く。）が賠償された事例。

## 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

日常生活阻害慰謝料(増額) 91万5000円

#### 2 期間

平成23年3月11日から平成29年5月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金91万5000円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年7月17日

(仲介委員 市川 太)